

## 基本計画（営業の許可・認可に係る手続）の論点

**経済産業省・環境省****1. エネルギー使用の合理化等に関する法律・地球温暖化対策推進法**

- ① 省エネ法・温対法、地球温暖化防止条例に基づく報告に重複感があり事業者負担が大きいとの意見に関し、例えば、共通様式を作成し、報告を一元化することにつき、検討する余地はないか。それが困難である場合、地方公共団体が排出報告制度を設ける場合の標準的様式を定めることはできないか。